

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、すべての患者さんが何らかの感染性を持っている可能性があるものとして対処する標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療・看護行為を実践しています。併せて感染経路に応じた予防策を実施しています。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策を実施し制圧、収束を図るとともに、原因となった感染対策システム上の不備や不十分な点の改善に努めます。院内感染対策活動の必要性・重要性を職員全体（派遣・委託職員を含む）に周知、徹底することで良質な医療を提供することを目標として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策の組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、「感染症委員会」を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染防止対策の為の職員に対する教育

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図る為、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。また、各部署に感染症対策マニュアルを配備し、感染防止の為の基本的な考え方や具体的な方法について周知しています。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染状況レポートを作成し、感染制御チーム（ICT）での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合には、臨時の感染症委員会を招集し現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染源や感染経路を究明し感染拡大を防止します。必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。状況は随時、病院管理者へ報告されるとともに全職員へ周知し情報共有します。感染症によっては他の患者さんへの影響を考慮し、個室で管理させていただく場合があります。

6. 当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項を院内、ホームページに掲載するなどし広く一般公開しています。患者様及びご家族より閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他院内感染対策推進の為に必要な基本方針

院内感染防止対策の推進の為、「感染症対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。